

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		高齢者生きがい活動センターの利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市高齢者生きがい活動センター条例
条 項		第7条・第8条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の要件のいずれかを満たすこと (1) 市内に住所を有する60歳以上の者 (2) 高齢者の生きがい活動の推進を目的とする団体 (3) 高齢者の福祉の向上を目的とする団体 (4) その他、市長が適当と認めたもの ただし、次の要件のいずれかに該当すると認めるときは利用を許可しない。 (1) センターの設置の目的に反するとき (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき (3) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき (4) その他、センターの管理上支障があるとき又は市長が適当でないときと認めるとき
	設定等年月日	平成18年9月22日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日対応
	設定等年月日	平成18年9月22日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		